

お知らせ

ファミリーサポート会員募集

子どもを育てている間には、いろいろなことがあります。

- ・お兄ちゃん・お姉ちゃんの学校行事…。
- ・用事で出かけなければならない…。
- ・仕事の都合で保育園などの迎えに行けない…。
- ・自分自身の通院…。

こんな時、ちょっと子どもを預かってもらえたら…
と思ったことはありませんか？

そんな時、高梁市ファミリーサポートセンターが、
子育てにがんばるあなたをサポートします。

ファミリーサポートとは、子育ての援助を受けた
人とお手伝いをしたい人が会員となり、ファミ
リサポートセンターが仲介して、会員同士が支え
合う仕組みです。

現在、平成 27 年度の依頼会員および提供会員、
両方会員を募集しています。

いざという時のため
に、子育ての援助を受
けたい人、子育てのお
手伝いをしたい人の申
し込みをお待ちしてい
ます。



◆会員になるには

登録が必要です。ファミリーサポートセンター(子
育て支援センター内)、またはこども未来課へお申
し込みください。

会員には 2 種類あります。

依頼会員 … 子育ての援助を受けたい人

◆会員の条件

- ①市内に居住する人
- ②おおむね 6 カ月から 10 歳未満のお子さんがい
る人

提供会員 … 子育てのお手伝いをしたい人

◆会員の条件

- ①市内に居住する人
 - ②心身ともに健康で、自宅で子どもを預かるこ
とができ、援助活動(保育)に理解と熱意を持っ
ている人
- ※活動に必要な講習を受講する必要があります。

両方会員 … 自分の子どもを預かってほしいけ れど、時間がある時には子どもを預 かることができる人

◆会員の条件

依頼会員、提供会員の条件を満たす人

◆利用した時の料金は

援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた料金を依頼会員から提供会員へ直接支払います。

利用料金の基準 (1 時間あたり)

一般保育	平日	午前 7 時から午後 7 時まで	700 円
		上記時間以外	800 円
軽度の病児保育	土・日曜日、祝日	終日	800 円
	終日	900 円	

- ※最初の 1 時間までは、それに満たない場合でも 1 時間とします。また、援助の時間を延長したときは、30 分以内は上記の半額、30 分を越え 1 時間以内までは 1 時間とみなします。兄弟を預かった場合は、2 人目から半額となります。
- ※食費(ミルク等)、おむつ代などについては、依頼会員が用意するか実費を支払います。
- ※交通費については、公共交通機関・タクシーを利用した場合は実費とします。

☎ こども未来課支援係 ☎ 21 - 0 2 8 8
子育て支援センター ☎ 22 - 2 4 5 0

お知らせ

第 2 回子育て講座

- ◆日時… 7 月 9 日(木)午前 10 時～午前 11 時 30 分
- ◆会場… 吉備国際大学 13 号館(心理・発達総合研究セ
ンター) 3 階
- ◆演題… 「赤ちゃんの不思議な能力と感染予防対策(仮題)」
- ◆講師… 山内芳忠・吉備国際大学保健医療福祉学部看護
学科教授
- ◆主催… 吉備国際大学たかはし子育てカレッジ
- ◆その他… 受講・託児(生後 6 ヶ月～就学前・要申し込
み)とも無料です。

☎ こども未来課支援係 ☎ 21 - 0 2 8 8

子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対す
る臨時特例的な措置として、平成 27 年度も「子育て世
帯臨時特例給付金」を支給します。(10 月以降)

◆対象者

- ① 6 月分の児童手当(特例給付を除く)を市から受ける人
- ② 5 月 31 日現在で高梁市に住所があり、6 月分の児童
手当(特例給付を除く)を受ける資格のある公務員

◆支給額… 対象児童 1 人につき 3 0 0 0 円

◆申請方法

① 市から児童手当を受けている人には申請案内を送付し
ていますので、申請書に必要事項を記入・押印のう
え、返信用封筒で郵送するか、次の申請先に提出して
ください。

② 公務員の人は、勤務先で申請書を取り寄せ、次の申請
先に提出してください。

◆申請先… こども未来課、各地域局、各地域市民センター

◆申請期限… 12 月 1 日(火)

☎ 臨時給付金対策室(こども未来課支援係内)
☎ 21 - 0 2 8 8

児童手当の現況届を提出してください

児童手当を受給している人は、毎年 6 月末までに現況
届を提出する必要があります。平成 27 年 5 月分以前の
児童手当を受給している人には、現況届の提出案内
を送付しています。

6 月 1 日時点における状況を記載し、必要書類を添付
の上、必ず提出期限までに提出してください。

◆提出期限… 6 月 30 日(火)

◆提出先… こども未来課、各地域局、各地域市民センター

◆提出するもの… 現況届、受給者の健康保険証の写し

※下表に該当する人は、追加書類の提出が必要です。

	追加で提出が必要な書類
平成 27 年 1 月 1 日時点で高 梁市に住所が なかった人	平成 27 年度(平成 26 年分)所得証明書 ※平成 27 年 1 月 1 日時点で住民登録し ていた市区町村から取り寄せてくださ い。(父母ともに収入がある場合は、と もに証明書が必要です。)
児童と別居し ている人	別居監護申立書 ※こども未来課または各地域局に備えて あります。
児童の住所が 高梁市にない 人	児童の所属する世帯全員の住民票 ※児童の住民票のある市区町村から取り 寄せてください。

※児童手当現況届が提出されていない人は、平成 27 年
6 月分以降の児童手当と今年度の子育て世帯臨時特例給
付金を受けることができません。

☎ こども未来課支援係 ☎ 21 - 0 2 8 8

児童相談所全国共通ダイヤルが変わります

7 月 1 日から児童相談所全国共通ダイヤルが 3 桁の番
号になります。

1 8 9 番にかけるとお近くの児童相談所につながりま
す。児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守りましょ
う。「虐待かも」と思ったら 1 8 9 番へ!



☎ こども未来課支援係 ☎ 21 - 0 2 8 8